

環自国発第 2106101 号
令和 3 年 6 月 10 日

各地方環境事務所長 殿
各自然環境事務所長 殿
各都道府県担当部局長 殿

環境省自然環境局
国立公園課長
(公印省略)

「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」の運用について

環境省では、自然環境と調和した地熱開発のより一層の促進を図るため、平成 27 年 3 月から 7 月まで関係分野の専門家から構成される「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」を開催し、その結論を踏まえ、平成 27 年 10 月 2 日付け自然環境局長通知環自国発第 1510021 号により「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」の内容が見直された。

また、令和 2 年 10 月に第 203 回臨時国会において、菅内閣総理大臣が脱炭素社会の実現に向けて 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。これを踏まえ、12 月には「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、再生可能エネルギーについて最大限の導入を図る方針が示された。また、内閣府特命担当大臣（規制改革）主宰で、再生可能エネルギー等に関する規制等を総点検し、必要な規制見直しや見直しの迅速化を促すことを目的に「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が設置され、事業者等から自然公園法を含む各種規制等に関する提案が提出された。

政府全体の上記方針等を踏まえ、令和 3 年 3 月 29 日付け環自国発第 2103295 号により「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」の再周知を行い、また、地表調査の申請に当たっては最終的な地熱発電事業の詳細計画の添付は必要ないものとする運用を示したところであるが、これに加え、調査井掘削の申請についての運用を以下のように取り扱うこととする。

- ・調査井掘削の申請においても、地表調査と同様、その後の発電所の建設等を許可することとは別のものと解釈し、最終的な地熱発電事業の詳細計画（設計を伴うような具体的レイアウト等）の添付は必要ないものとする。
- ・ただし、調査井掘削の申請時点において、地熱発電事業の出力規模、施設位置等の想定がある場合には、調査の進捗により変更があるような不確実性の高い情報であることを前提としつつ、開発事業の予見可能性を高めるための参考情報として提出を求めるものとする。なお、想定がない場合はこの限りではなく、また、当該参考情報の提出の有無やその内容は許可審査そのものに影響を及ぼすものではない。また、当該参考情報は事業者の利益に直接関わるものであるため、その取扱いには十分注意することとする。